

平成26年3月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第149号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成25年(ハ)第358号)

口頭弁論終結日 平成26年2月19日

判 決

京都市

[Redacted]

控 訴 人

アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

[Redacted]

上記訴訟代理人支配人

[Redacted]

山口県

[Redacted]

被 控 訴 人

[Redacted]

上記訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限利率を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過

払金が生じており、かつ、控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。

- (2) 原審は、被控訴人の請求をほぼ全部認容した（上記の取引において一旦過払金が発生した後の平成17年12月26日借入れ時の取引に適用される制限利率を20%としたことから生じる差分について棄却した。）。
- (3) 控訴人は、その判断を不服とし、原判決の取消しと請求の棄却を求めて、控訴した。

2 請求原因

- (1) 控訴人は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、原判決別紙計算書1のとおり平成11年12月17日から平成20年1月9日まで継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）ものである。
- (3) 被控訴人の控訴人に対する弁済は、いずれも利息制限法の制限利率を超過するものである。
- (4) 控訴人は貸金業者であるところ、利息制限法に定められた制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。
- (5) 利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、平成25年6月24日時点で、本件取引について原判決別紙計算書1記載のと通りの過払金元金と利息が生じている。
- (6) よって、被控訴人は、控訴人に対し、過払金元金80万3749円の返還、平成25年6月24日までの民法704条前段所定の利息22万1713円の支払及び過払金元金に対する同月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)の事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

- (1) 控訴人は、顧客に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付する十分な業務態勢を常に整備していたのであるから、控訴人において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。
- (2) 控訴人は善意の利得者であるから、その返還すべき範囲は現に利益の存する限りにとどまる。
- (3) 仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、控訴人は、本件訴訟が提起されたことによって初めて、制限超過部分を弁済として受領できないことを認識したから、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。
- (4) また、仮に控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)の事実は当事者間に争いがなく、請求原因(2), (3)の事実は甲第1号証及び弁論の全趣旨により認められる。

2 請求原因(4)（悪意の受益者）について

- (1) 上記のとおり、控訴人は貸金業者であるが、控訴人は制限利率を超過する約定利率で被控訴人との間で本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがや

むを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、控訴人は悪意の受益者であると推定される。

- (2) そうすると、控訴人は、本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。この点、控訴人は、上記利息を付すべき始期について本訴状送達の日翌日である旨主張するが、前記のとおり、控訴人は悪意の受益者であって、不当に利得した日から利息を付して支払うべきであるから、採用できない。
- (3) 控訴人は、仮に控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠はない旨主張する。

しかし、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁第一小法廷平成25年4月11日判決参照）。

前記のとおり、本件取引に係る基本契約は過払金充当合意を含むものであり、本件において上記特段の事情があったことはうかがわれないから、本件取引については、まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し、

次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。控訴人の上記主張は採用することができない。

3 請求原因(5)について

弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づく連続した貸付取引であり、過払金が発生するとすればその後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意があるものと認められる。

これにより本件取引について利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、原判決別紙計算書1記載のとおりとなる。

なお、控訴人は、本件各取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人らに対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うものというべきであって、その後の納税等によって現存利益が失われたとしても、上記結論を左右するものではない。

4 以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。なお、上記のとおり、原判決別紙計算書1記載のと通りの金額になるところ、被控訴人からの附帯控訴はない。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、仮執行免脱宣言については相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年 3 月 6 日

山口地方裁判所

裁判所書記官

森 山 泰 成

